

科目14

安全対策・緊急時対応

科目14:安全対策・緊急時対応

ねらい

- 安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応についての具体的な取組の内容について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。

主な学習内容

- 放課後児童クラブにおける子どもの安全
- 安全対策及び緊急時対応の内容
- 安全対策及び緊急時対応の留意事項

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方
2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて
3. 事故等の発生時の対応
4. 防災・防犯のための事前の備え
5. 来所・帰宅時における安全

1. 育成支援に求められる 子どもの安全の考え方

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方

放課後児童クラブ運営指針

第1章3(1)

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

第3章1(4)⑧

- ・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う
- ・子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方

子どもの安全に関する自己管理能力

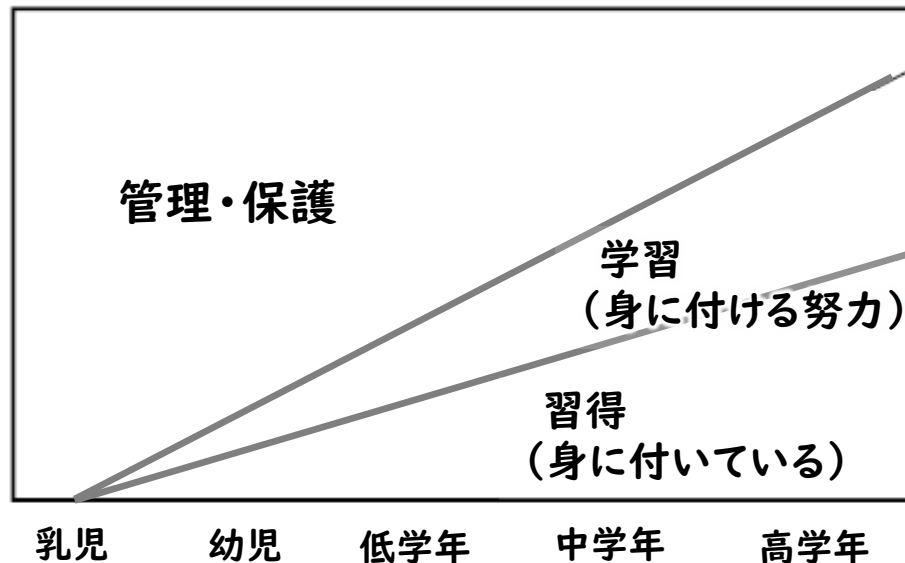
- 直接の危険に気づくことができること
- 直接の危険を判断することができること
- かくれている危険の要因に気がつくことができること
- 被害を小さくすること（二次被害を防止すること）

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方

◎子どもの安全は組み合わせて守る

- ①「子ども自身の安全能力（身体の感覚の能力、すでに習得し身に付けている能力等）」
- ②「学習や訓練（身に付けつつある安全知識と技術）」
- ③「大人による保護と管理（社会のシステム・環境整備等を含む）」

子どもの安全能力の発達



出典：平山宗宏他編（1988）『現代子ども大百科』中央法規出版を参照し、作図

参考資料

- ・厚生労働省編（2021）『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p80-82
- ・平山宗宏他編（1988）『現代子ども大百科』中央法規出版



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目14

安全対策・緊急時対応

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方
2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて
3. 事故等の発生時の対応
4. 防災・防犯のための事前の備え
5. 来所・帰宅時における安全

2. 放課後児童クラブにおける 危険要因のチェックについて

2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて

放課後児童クラブ運営指針

第3章 1 (4) ⑧

・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う

◆屋内外の施設設備、遊具、用具、屋外環境等の衛生や安全を点検

⇒遊びや生活が円滑に行われるよう整備する

◆安全点検は、点検項目や点検頻度、点検者を定めて、定期的に行う

2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて

例示(1) 玄関

点検項目	点検頻度	チェック欄	点検者	整備・ 補修内容
ドアに破損がないか	毎日		早番の職員	改善・使用禁止・ その他()
あおり止め (金具の緩み等)	毎月1日		施設長	改善・使用禁止・ その他()
ドアクローザー	半年に1回 (5月1日、 11月1日)		施設長	改善・使用禁止・ その他()

2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて

例示(2) クラブ室

点検項目	点検頻度	チェック欄	点検者	整備内容
床板の不具合 (破損、滑りやすいなど)	毎日		正職員	改善・使用禁止・ その他()
ドアの不具合 (蝶番、ノブ、ガラス、あおり止め、ドアクローザー)	毎日		正職員	改善・使用禁止・ その他()
窓の不具合(破損等)	毎日		正職員	改善・使用禁止・ その他()

2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて

◎子どもの視点に立った安全点検

- ◆子どもたちの発達段階に応じて、危険を洗い出し、定期的な点検を行う
- ◆過去のヒヤリハット事例も参照し、点検項目に追加する

◎安全点検の対象

- ◆施設内
- ◆庭などがある場合は外の環境についても点検
- ◆日常使っている公園、遠足の行き先、散歩ルートも点検

2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(2)

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める

◆事故防止マニュアル

- ・事故やケガの防止のための留意事項
- ・発生しそうな場合、発生した場合にどう対応するか
 - ←過去の事故事例、ケガの発生事例の取りまとめ
 - ←事故やケガのリスクマネジメント

参考資料

- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館.p167-169
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団(2017)『児童館・放課後児童クラブテキストシリーズ③ 安全指導・安全管理』



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目14

安全対策・緊急時対応

もくじ

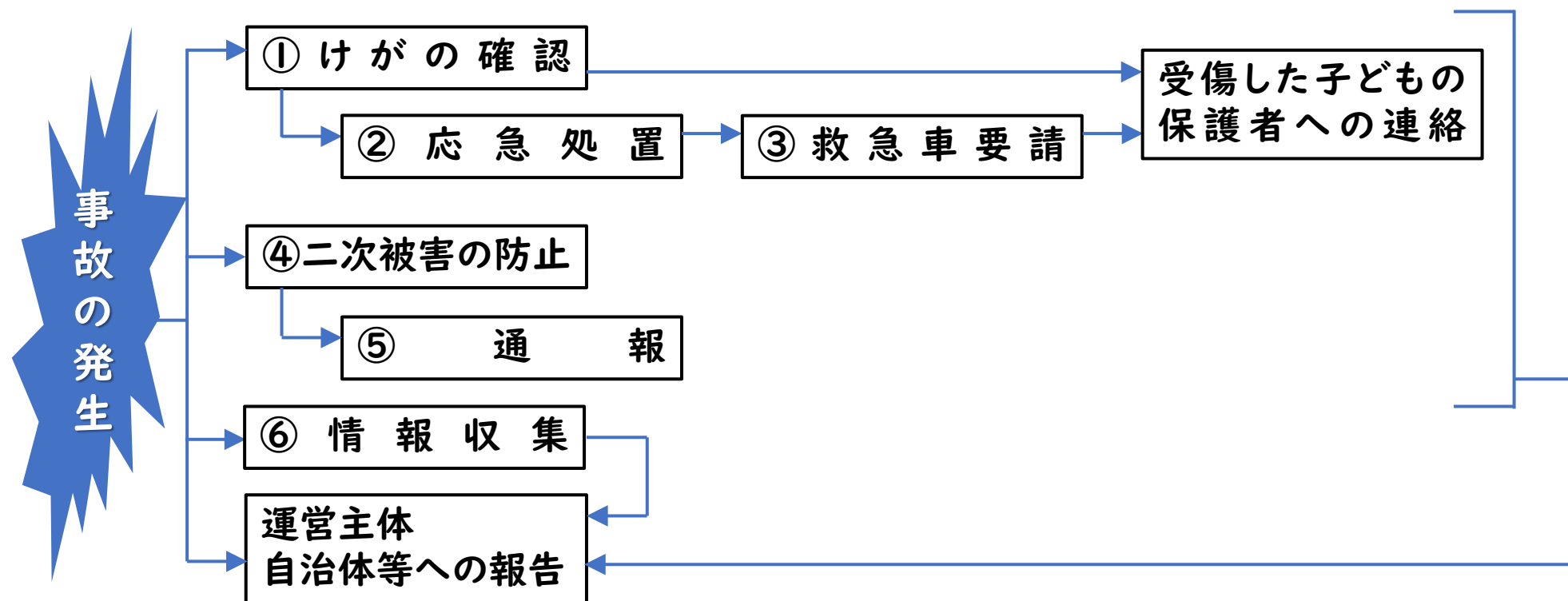
1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方
2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて
3. 事故等の発生時の対応
4. 防災・防犯のための事前の備え
5. 来所・帰宅時における安全

3. 事故等の発生時の対応

3. 事故等の発生時の対応

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第21条 放課後児童健全育成事業者は利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない



3. 事故等の発生時の対応

事故の発生時の記録

- ・発生時刻や場所、その内容や対応の経過
 - ・発生時の状況を迅速かつ正確に記録
 - ・更に発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等
- ⇒事故について報告や説明が求められる場合の基礎資料にもなる

3. 事故等の発生時の対応

ヒヤリ・ハット事例等の収集と分析

- ・事故事例や事故につながりそうであったヒヤリ・ハット事例等の情報
 - 類似事故の防止
 - 重大事故に発展する可能性を考え、原因や分析をする
- ・他の事業所でも発生しうる事例と考え、情報を共有し、予防策にいかす

3. 事故等の発生時の対応

損害賠償責任保険・傷害保険等の加入

- ・子どもや放課後児童支援員等の事故やケガ等で賠償すべき事態が発生する場合に備えて、必ず損害賠償責任保険に加入する
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う
- ・ケガ等を保障する傷害保険等についても加入することが必要

※加入している保険の内容については、放課後児童クラブの利用の開始に当たって説明会あるいは書面で説明しておくことが必要である

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館.P171-176



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目14

安全対策・緊急時対応

もくじ

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方
2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて
3. 事故等の発生時の対応
4. 防災・防犯のための事前の備え
5. 来所・帰宅時における安全

4. 防災・防犯のための事前の備え

4. 防災・防犯のための事前の備え

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(3)

・・・定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

○定期的な避難訓練

- ・役割分担や対応行動、避難経路の確認等
- ・子どもと一緒にすることで、子どもの危険回避能力を高める機会に
- ・災害の種別、時間帯等の想定
- ・保護者や地域住民、関係機関の理解や協力
- ・避難訓練に合わせて、非常時に持ち出しが必要なもの(児童票・出席簿・引渡し票等)や、緊急時対応のマニュアルの掲示や共有についても確認する

4. 防災・防犯のための事前の備え

○防災

- ・非常持ち出し袋・備蓄物を準備し、内容物の不具合や使用期限、賞味期限などを定期的に確認する。
- ・地震等によって設備、遊具や備品等の落下・倒壊等が生じないか、実際に触れて点検する。
- ・停電を想定した情報収集の手段を用意しておく（電池式ラジオ等）。また、外部への連絡手段も検討しておく。
- ・消火器を使いやすい場所に配置し、定期的に機能の点検と使い方の確認を行う。

4. 防災・防犯のための事前の備え

○防犯

- ・インターフォンを設置するなどして、直接会う前にわかるようにする。
- ・安全確保のために必要とされる箇所については施錠する。
- ・施設、設備等や周辺環境に不審者等が不正侵入しやすい箇所がないか点検する。
- ・不審者情報について随時確認し、保護者にも情報提供する。

4. 防災・防犯のための事前の備え

○共通する事項

- ・警察や消防、学校等関係機関と不審者情報や災害対策に関する情報を共有する。
- ・対応方針について保護者にあらかじめ情報提供し、説明する。ICTを活用した情報配信システムの整備等も検討する。
- ・放課後児童クラブ内に避難経路を掲示しておく。
- ・子どもに防災・防犯に対する意識を高める取組を行う。
- ・応急処置のための医薬品その他の医療品を配備する。
- ・非常警報装置を設置する。

4. 防災・防犯のための事前の備え

◎災害等の発生時

- ・子どもの安全確保を最優先にし迅速に避難行動を起こす
- ・市町村やメディア等から情報を収集し、市町村や運営主体の責任者と連絡を取りながら、災害等の状況に応じた適切な避難行動を起こす
- ・保護者をはじめとする各所への連絡等の対応を取る
- ・災害等発生時の開所・閉所の判断基準については、あらかじめ市町村と協議して放課後児童クラブとしての方針を定め、その内容を連絡方法とともに保護者と共有しておく
- ・開所時間中に災害が発生した場合には、子どもの安全確保の後、保護者、運営主体の責任者、市町村、学校等に早急に連絡をとることができるよう、緊急時の連絡体制を整備し共有しておく
- ・安全確保の状況や避難場所等についての情報を所定の場所に提示し通知するなどの対応

参考資料

- ・厚生労働省編（2021）『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p176-181
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団（2017）『児童館・放課後児童クラブテキストシリーズ③ 安全指導・安全管理』



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目14

安全対策・緊急時対応

もくじ

1. 育成支援に求められる子どもの安全の考え方
2. 放課後児童クラブにおける危険要因のチェックについて
3. 事故等の発生時の対応
4. 防災・防犯のための事前の備え
5. 来所・帰宅時における安全

5. 来所・帰宅時における安全

5. 来所・帰宅時における安全

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(4)

- ・子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
 - ・保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。
-
- ◆来所時に関しては、欠席や遅刻の連絡がないまま来所しない場合は、保護者や学校と連携し、子どもの居場所を確認する。帰宅時も迅速に対応する。
 - ◆来所、帰宅時の経路についても保護者と必ず、共有する。特に帰宅時は一人になる場面もあり得るため、保護者に必ず経路を特定するようにお願いし、保護者、子ども、放課後児童クラブの間で共有する。
 - ◆地域全体で子どもを守る環境づくり

5. 来所・帰宅時における安全

「放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト」 (抜粋)

(市区町村用)

市区町村における点検項目

- 1. 「放課後児童クラブ運営指針」(※1)を踏まえて、放課後児童クラブの運営主体が、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを作成できるように指針を作成し、周知しているか。
- 2. 放課後児童支援員等に対して、児童の安全に関する研修等を行い、緊急時の対応方法を周知しているか。
- 3. 教育委員会、学校、見守りに関わる地域住民、警察等と連携して、通学路における合同点検を定期的実施しているか。
- 4. 地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して、教育委員会、学校、見守りに関わる地域住民、警察等と情報を共有しているか。
- 5. 不審者情報等があった場合、警察へのパトロールの要請及び放課後児童クラブとその運営主体、教育委員会、学校、自治会等、地域の関係機関への情報提供が速やかになされているか。

(放課後児童クラブ用)

放課後児童クラブにおける点検項目

1 運営、研修等に関わる点検項目

- 1. 放課後児童クラブの運営主体は、「放課後児童クラブ運営指針」や自治体の指針等を踏まえて、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを策定し、放課後児童支援員等に周知しているか。
- 2. 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを児童、保護者に周知し、実際に活用できるよう定期的に見直しているか。
- 3. 自治体等が主催する児童の安全に関する研修等に参加しているか。
- 4. 自治体や教育委員会、学校等と来所・帰宅時の安全確保に関する情報を共有しているか。

5. 来所・帰宅時における安全

その他のチェック項目

- 放課後児童支援員等は、児童と一緒に歩きながら、来所・帰宅経路の確認と安全点検を行っているか。
- 放課後児童支援員等が児童と一緒に「子供110番の家」等を実際に訪問して、児童自身が安全な場所として理解する取組をしているか。

参考資料

- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館.p181-182
- ・「放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト」(平成30年7月11日)厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱通知
<https://www.mhlw.go.jp/content/000332788.pdf>



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。